

令和6年5月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通TEL073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年4月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	6(5)
職員等	
計	6(5)

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	2
面談	1
電話	
計	6

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある所属において、若手職員が先輩と思われる職員からひどい叱責を受けていた。	調査の結果、一部事実が認められたが、当該所属の管理職から当該先輩職員に対し指導を行い、言動が改善された。
② ある沿線駅近くの住宅の駐車場に高校生がバイクを置きにくる。バイク通学してよいのか。(複数回の通報あり)	当該校に調査対応させた結果、通報の事実を確認した。当該校において関係生徒及び保護者に対し指導するとともに、全校生徒に対してバイク登校の禁止及び交通マナーについて注意喚起をした。
③ 20数年前に奨学金制度に関する周知が適切でなかったため、受けることができる支援(免除)を受けられなかった。そのことを担当課へ訴えたが、謝罪等がない。	事務担当課の当時の対応について調査したが、通報の事実を確認することはできなかった。
④ ある所属において、超過勤務等の実態があるにも関わらず、超過勤務手当等が適切に支給されていない。勤怠管理ができていないのではないのか。	調査の結果、超過勤務手当等が一部適切に支給されていないことが確認できたため、当該所属長に指示し、適正に処理した。また、各課室所長に対し、所属職員の勤怠管理を適正に行うよう、あらためて周知した。
⑤ ある小学校の教員業務支援員が行っている職務は、その職の職務内容として適切ではないのではないのか。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査対応を依頼した結果、一部不適切な運用が認められ、市町村教育委員会が当該校の管理職に指導を行ったことを確認した。
⑥ ある学校で、特定の生徒に対する無視等が生徒間で行われていると聞いた。調査・指導をお願いしたい。	当該校に調査対応させた結果、通報の事実は確認できなかった。当該校では、昨年度に同様の事案があったが、すでに対応し現在は解消している。引き続き、生徒の些細なサインを見逃さないよう注視していく。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	①
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	5	② ③ ④ ⑤ ⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1	③
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	⑥
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	4	① ② ④ ⑤
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	0	

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(3月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R6.3月⑤	ある中学校では校内人事が適切に行われていない。	当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、校内人事は適切に行われているとの報告があった。